

合理的配慮

障害を持つ子どもたちが、サービスを受ける際に不利益を被らないように、個々のニーズに応じた支援や環境整備を行うことを指します。これは、障害者差別解消法にも基づいた概念です。

1. 物理的な環境整備

障害に応じて施設内のバリアフリー化を進め、車椅子や歩行補助具が必要な場合に対応できるようにすること。例えば、段差の解消や、広めの通路の確保など。

2. 生活支援や健康管理

食事や排泄など、日常生活に関する支援が必要な場合は、その子どもの特性に合わせた方法を選び、生活の質を維持するための配慮を行うこと。

3. 柔軟なサービスの提供

子どもの状態に応じて、個別の活動の調整や、余裕を持った時間設定をするなど、柔軟に対応すること。

4. 支援員の専門的な研修

障害や支援方法についての知識を深めるため、スタッフの定期的な研修を行い、適切な対応ができるようにすること。

5. 個別の支援計画

子ども一人ひとりの障害や特性に応じて、個別支援計画を作成し、適切な支援を提供すること。

6. コミュニケーション支援

言語や非言語でのコミュニケーションに支援が必要な場合、サポートスタッフが手話を学んだり、視覚的な支援（ピクトグラムや絵カードなど）を取り入れること。

放課後等デイサービス等・いろはでは、これらの配慮を通じて、一人一人の特性に応じた配慮の提供をします。